

54-7
5.6.25

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月 25日	
豊田市長 殿	
提出者	
住所 愛知県豊田市高丘新町天王1番地	
氏名 株式会社アイシン 新豊工場 工場長 和田 英之 (印)	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0565-54-8611	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社アイシン 新豊工場
事業場の所在地	愛知県豊田市高丘新町天王1番地
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	31 輸送用機械器具製造業
② 事業の規模	製造品出荷額 1882億円
③ 従業員数	1634人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥：中間処理業者に委託して焼却後、 残渣は建設材料として再資源化もしくは埋立 引火性廃油：中間処理業者に委託して焼却後、 残渣は建設材料として再資源化もしくは埋立 腐食性廃酸：中間処理業者に委託して焼却・中和処理後、 残渣は建設材料として再資源化 腐食性廃アルカリ：中間処理業者に委託して焼却・中和処理後、 残渣は建設材料として再資源化 感染性廃棄物：中間処理業者に委託して焼却後、 残渣は建設材料として再資源化もしくは埋立

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

全社環境管理部署
 ↓
 新豊工場環境管理統括者（工場長）
 ↓
 新豊工場環境管理部署 環境管理責任者
 （工場管理室 室長 安全・管理グループ グループ長
 特別管理産業廃棄物責任者）
 ↓
 環境管理責任者（各課・グループ 課長・グループ長）
 工場管理室・生産管理室・製造室・品質管理室
 第5ユニット生技部・素形材生技部・金型工機部新豊駐在
 ↓
 各課・グループの環境管理推進者（各課 工長・主任）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	別紙のとおり	
	（これまでに実施した取組） ・不良廃棄数の低減 ・使用液体および設備の条件管理の見直し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	別紙のとおり	
	（今後実施する予定の取組） ・溶剤塗布量見直し ・カチオン配管洗浄頻度見直し ・不良廃棄数の低減		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・排出物の分別の徹底
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・排出物の分別の徹底

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	(これまでに実施した取組)		
	・自ら再利用を行った実績なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	(今後実施する予定の取組)		
	・自ら再利用を行う計画はなし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	(今後実施する予定の取組)		
	・中間処理実施実績なし		
	・中間処理実施予定なし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	（これまでに実施した取組） ・埋め立て実績なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	（今後実施する予定の取組） ・埋め立て予定なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	別紙のとおり	
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり	
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり	
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり	
	（これまでに実施した取組） ・特別産業廃棄物業者の現地確認を強化し適正処理の監視強化		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	
	(今後実施する予定の取組) ・ 特別産業廃棄物業者の現地確認を強化し適正処理の監視強化 ・ 一部中間処理後の残渣の埋立から再資源利用業者への変更		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（2023年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	61.7675	t
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組) ・ 現状で発生している特別管理産業廃棄物の中間処理を委託している 運搬・処理事業所はJWNET加入業者に委託・運用実施済 ・ 新規で発生する特別管理産業廃棄物の中間処理を委託する際は JWNET加入業者に委託を実施		

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

單位：t

別紙

2023年度実績及び2024年度目標値

[illegible]